

会 議 録

会 議 名 令和3年度第2回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会
開催日時 令和4年3月24日（木） 午後4時～
開催場所 北杜市役所 北館3階 大会議室
出席者 委員19名、事務局6名、計25名
出席委員 沓川 久、堀内健二、横森利津子、植松 本、山田武男、清水慎一、白砂 勇、
中山和彦、浅川健一、小澤達郎、堀内敏光、上原美奈子、小林 弘、清水永一望
月和夫、三井初枝、茅野臣恵、日向正一、小田嶋正典
欠席委員 三井 梓、進藤俊幸、中嶋克仁、中田 満、長坂治男、伏見常雄、渡辺俊之
事務局 八巻健幸市民部長、日向市民課長、市民課国保年金担当 木次、長田、小尾
健康増進課 中田保健指導監

議 題

- (1) 北杜市国民健康保険の状況について
- (2) 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について
- (3) 令和4年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について
- (4) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (5) 保健事業について
- (6) その他

公開・非公開の別 公開
傍聴人の数 なし

審議内容

1. 開会のことば

(事務局)

皆さんこんにちは。本日は年度末のお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。ただ今から令和3年度第2回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。

はじめに全員で挨拶を交わして会議を始めたいと思います。恐れ入りますが御起立願います。

《相互にあいさつ》

御着席ください。本日司会を務めさせていただきます市民課長です。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員につきましては、ただ今19名です。協議会規則第5条に規定に定められた委員の二分の一以上の出席を得ているため、本日の会議が成立することを御報告いたします。また、この会議は公開とさせていただいておりますが、本日傍聴を希望されている方はありませんでしたので併せて御報告させていただきます。それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、ここで委嘱状の交付を行います。

2. 委嘱状交付

《委嘱状交付》

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、上村市長より御挨拶をお願いいたします。

3. 市長あいさつ

《市長あいさつ》

(事務局)

ありがとうございました。次に委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

4. 自己紹介

《委員自己紹介》

(事務局)

続きまして職員の紹介をさせていただきます。自己紹介でお願いをしたいと思います。

《事務局自己紹介》

(事務局)

ただ今紹介しました以外に、国保年金担当はリーダーほか6名で国保事務を行っております。よろしくお願いいたします。市長におかれましては、この後次の公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。次に、会長、職務代理者の選出になります。

《市長退席》

5. 会長、職務代理者の選出

(事務局)

- ・法令、条例の抜粋資料により、協議会の設置基準、委員の構成、委員の定数、委員の任期、会長、職務代理者に関する規定について説明する。
- ・公益を代表する委員による協議の結果、会長は小淵沢地区の茅野臣恵委員、職務代理者は明野地区の小林弘委員が選出されたことを報告し、承認される。

6. 会長、職務代理者あいさつ

《会長、職務代理者あいさつ》

7. 議事

(議長)

それでは皆様の御協力のもとにスムーズに会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。まず議事に入る前に運営に関する協議会の規則第9条に規定しております今回の会議の議事録署名委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。今回につきましては、恐れ入りますが1番「沓川久」委員、2番「堀内健二」委員、3番「横森利津子」委員、以上の3名の方に今回の議事録署名委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

(1) 北杜市国民健康保険の状況について

(議長)

それでは、『(1) 北杜市国民健康保険の状況について』事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議事1番、北杜市国民健康保険の状況について、御説明いたします。資料1の1ページを御覧下さい。

①のグラフは被保険者総数の推移になります。令和2年度は一般のみで、1万4,031人です。前年度と比べ243人減少しています。後期高齢者制度への移行や社会保険の適用拡大等により、国保の被保険者数も少しずつ減ってきております。直近のR4.1現在では、1万3,785人でR2.4と比べ246人減少しています。なお、退職被保険者は、制度が令和元年度末で終了しているため、令和2年度からは該当者はいません。

次に、②のグラフですが、医療費全体の推移になります。ここにお示ししている医療費は総医療費で、自己負担分と国保負担分の合計額の推移になります。平成27年度をピークに年々減少しており、令和元年度には増加しましたが、令和2年度においては、全体で43億5,500万円となり、前年度と比べ4億7,900万円減少しています。減少の要因としましては、新型コロナによる受診控えなどが要因と考えております。また、R3については、新型コロナが一時的に落ち着いたことにより、受診控えの反動で増加すると考えております。R2の減少は例外的なものであり、年々増加の傾向にあります。増加の要因としましては、加入者の年齢構成が高く、医療が必要な方の割合が高いというような状況があり、また、医療の高度化が進んでいるというようなことが要因ではないかと考えております。

次に2ページをお願いします。③のグラフは被保険者1人あたりの医療費の推移になります。令和2年度は31万415円になりました。前年度と比べ2万8,000円ほど減少しています。これにつきましても、新型コロナによる受診控えが要因の一つと考えております。

次に、④のグラフは国民健康保険税の収納率の推移になります。現年分収納率は、年々上昇しており、令和2年度では97.45%、過年分も上昇しまして24.05%となっております。県内13市の中では、2番目と高い順位であります。引き続き、収納課と連携し、収納率の向上に努めたいと考えております。

追加で1点ご説明させていただきます。新任の方もいらっしゃいますので、改めて現在

の国保制度についてご説明をいたします。お手元の資料をご覧ください。国保制度につきましては、①高齢者の割合が多く、医療費が高い、②所得水準が低い、③小規模な市町村は、財政が不安定になりやすいなどの構造的な問題があります。この問題を解決するため、平成30年度から県が財政運営に加わっています。

また、役割分担で大きく変わったところは、県では、保険給付費等交付金を市へ支払うという点と、市では、納付金を県へ納付するという点があります。制度改正前は、各市町村で国保税を財源として、保険給付の支払いをしていましたが、現在は、保険給付に必要な費用は、県が全額を交付金で補填してくれます。その代わりに、市は納付金を県へ納めるというかたちになっています。以上、簡単ではございますが、本市の国民健康保険の状況について説明させていただきました。

(議長)

ただいま事務局より説明がありましたけれど、皆様の方から何か御質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

納付金の算定はどのようにされるのか。

(事務局)

納付金の算定方法につきましては、県が、県全体の医療費を見込んだうえで、各市町村の医療費水準や、所得水準、国保加入者数等に応じて、各市町村の納付金額を決定しています。

(議長)

他に御質問よろしいでしょうか。ないようですので次に進みたいと思います。

(2) 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について

(議長)

『(2)令和3年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について』を議題といたします。事務局より御説明お願いいたします。

(事務局)

それでは、令和3年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について、ご説明いたします。資料は3~4ページになります。始めに3ページの歳入からご説明いたします。予算項目ごとに左から①令和3年度予算現額、②3月補正(案)、③3月補正後予算額、④決算見込額の順にまとめてあります。3月補正において予算の増減を予定している主な箇所を説明させていただきます。なお、補正の概要が表の下に記載してありますので、併せてご確認ください。

まず、保険税ですが、合計欄をご覧ください。3月補正で346万4千円を増額し、3月補正後予算額は9億8,786万6千円となります。続いて、国庫支出金です。新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免分に対する国からの交付額を反映し、25万6千円を増額し、補正後予

算額は 67 万 2 千円となります。なお、R3 減免実績は、14 件で 1,121 千円であります。全額が国費で補填されます。続いて、アの県支出金です。普通交付金は、保険給付費の増加を見込み、3 月補正にて 2,590 万円を増額します。また、特別交付金は、甲陽病院の事業に係る交付金と、新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免分に対する県からの交付額を反映し、4,476 万 5 千円を増額します。補正後予算額は 43 億 6,660 万 6 千円となります。続いて、イの繰入金です。こちらは国・県からの財政支援、国民健康保険に係る職員の人件費、事務費などの繰り入れとなります。一般会計繰入金の計をご覧ください。3 月補正で 330 万円減額し、補正後予算額は 4 億 8,857 万円となります。続いて、ウの繰越金です。前年度の余剰金のことですが、3 月補正で 1,803 万 4 千円増額し、補正後予算額は 5,275 万 9 千円となります。続いて、諸収入です。延滞金及び第三者納付金等の歳入によるもので、3 月補正で 208 万 8 千円増額し、補正後予算額は 709 万 8 千円となります。

歳入の合計ですが、3 月補正で 9,120 万 7 千円増額し、補正後予算額は 60 億 4,420 万 3 千円となります。また、決算見込額は 2 月 1 日現在の数字ですが、59 億 7,350 万 8 千円となっております。

続いて、4 ページの歳出の状況になります。

まず、総務費ですが、総務管理費の委託料を 62 万 4 千円減額します。続いて、アの保険給付費ですが、3 月補正で 2,600 万円を増額し、補正後予算額は 42 億 4,612 万 9 千円となっております。増額の主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動による受診件数の増加です。続いて、イの基金積立金ですが、2,229 万 3 千円増額します。これは、地方財政法の決まりで、決算をして余剰金が発生した場合は、国に返還する額を除いた額の 2 分の 1 を基金へ積み立てをするというものです。続いて、ウの諸支出金の繰出金ですが、3 月補正で 4,353 万 8 千円増額になります。甲陽病院の施設整備等に関する国の交付金を病院事業会計へ繰り出すものです。

歳出合計ですが、3 月補正で歳入と同額の 9,120 万 7 千円増額し、補正後予算額は 60 億 4,420 万 3 千円となります。また、決算見込額は 59 億 6,023 万 2 千円となり、今のところの見込みではありますが、歳入歳出差引額は 1,327 万 6 千円となっております。

以上で補正予算案についての説明を終わります。

(議長)

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたけれども、委員の皆さまから何か御質問・御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので御承認いただいたということで、次に進みたいと思います。

(3) 令和 4 年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について

(議長)

続きまして『(3) 令和 4 年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について』の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、令和 4 年度北杜市国民健康保険特別会計の当初予算案についてご説明いたし

ます。資料の5～6ページをご覧ください。歳入の予算項目ごとに、語句の説明、令和2年度決算額、令和3年度当初予算、令和4年度当初予算案、増減となっています。それでは、表の右から2列目にあります、令和4年度当初予算案の欄で主なものを説明いたします。表の下に予算の概要が記載してありますので、併せてご確認ください。

初めに、①保険税です。アのところです。一般分と退職分の合計で10億6,565万9千円を計上し、前年度比8,125万7千円の増額になります。R3年度は、コロナの影響による所得の減少率を-8%で計算しましたが、R4年度は、コロナの感染状況を踏まえ、-1%で計算しました。このことにより増額しています。続いて、④県支出金です。合計で43億1,205万2千円です。主なものは、普通交付金で、保険給付費に要する費用が県から交付されるものです。イのところです。42億1,063万5千円を計上し、前年度比1,340万6千円の増額になります。増額の算定については、歳出の方でご説明いたします。普通交付金については、表の下の概要に記載してありますが、H30年度の国保制度改正により保険給付に必要な経費は、全額、県から交付されます。この他に、保険者努力支援分として、保険者の経営努力に対して交付されるものが2,627万6千円、特別調整交付金分として、市町村の特別な事業に応じて交付されるものが、526万6千円、県繰入金として医療費適正化、収納率向上などに応じて交付されるものが、4,906万1千円、特定健診等負担金として、特定健診及び特定保健指導に要した費用に対して交付されるものが、2,081万4千円です。続いて、⑥繰入金ですが、合計で6億2,753万2千円です。ウのところです。国・県からの財政支援、国民健康保険に係る職員人件費、事務費など一般会計からの繰り入れ及び財政調整基金からの繰入金になります。一般会計繰入金は保険基盤安定等が3億3,722万7千円、職員給与費等が2,515万8千円、出産育児一時金等が1,260万円、財政安定化支援事業が7,494万6千円、国保事務に係るその他は3,361万9千円、乳幼児医療費等対策事業費が398万2千円です。基金繰入金は前年度と同額の1億4,000万円を計上しました。続いて、⑦繰越金は1千円です。エのところです。繰越額が確定しないため、暫定的に1千円を当初予算で計上しておき、R3年度の決算が確定したところで、増額補正を行う予定です。続いて⑧諸収入は501万円です。保険税の延滞金等になります。

歳入合計は、60億1,088万3千円になり、前年度比6,665万9千円の増額になります。

次に、6ページをご覧ください。歳出の状況になります。

まず、①総務費ですが、職員の人件費、一般事務経費、国保税の課税に関する事務経費などが主な支出になります。予算額6,707万4千円で、前年度比360万7千円の減額となっております。減額の要因は、R4においては、システム改修が発生しないことです。続いて、②保険給付費です。医療費の国保負担分、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などが主な支出項目になります。合計で予算額42億3,368万5千円、前年度比1,355万6千円の増額となります。直近3年の医療費の動向を見る中で計上しています。具体的には、令和3年度の決算見込額に、R1,2,3年度の平均伸び率を乗じて算出しています。続いて、③国民健康保険事業費納付金です。表の下の概要に記載してありますが、平成30年度から国保制度改正に伴い、市が県へ納付するものです。この納付金については、県が、県全体の医療費を見込み、各市町村の所得水準や医療費水準等を踏まえて、県が額を決定しています。医療給付費分として10億4,773万5千円、後期高齢者支援金等分として3億9,460万8千円、介護納付金分として1億4,713万8千円で、合計が15億8,963万1千円になります。前年

度比 5,533 万 4 千円の増額となります。増額の理由について、県は、新型コロナウイルス感染症の一定の沈静化による受診の増加が見込まれることや、県全体に占める北杜市の所得額の割合や、加入者数の割合が増加したことなどを挙げています。続いて、⑤保健事業費は、巡回健診、人間ドック、特定保健指導に関する経費及び医療費通知発送などの疾病予防費になります。予算額は 9,105 万 4 千円となります。続いて、⑧諸支出金は、合計で 880 万 1 千円、主なものは、保険税の還付金です。⑨予備費は、例年どおりの 2,000 万円です。

以上、歳出合計は 60 億 1,088 万 3 千円、前年度比 6,665 万 9 千円の増額になります。令和 4 年度当初予算案の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

(議長)

はい。どうもありがとうございました。この件につきまして、委員の皆さんの方から何か御質問御意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

歳入の保険基盤安定繰入金が増えているが、その理由は。

(事務局)

保険基盤安定繰入金につきましては、580 万円ほど増えていますが、これは、保険税の軽減額や、保険税の軽減の対象者が増えたことが考えられます。未就学児の均等割額の軽減分については、令和 4 年度から始まるので、この段階では、反映していません。

(議長)

諸支出金の還付金について、当初予算の段階で 850 万円ほど計上してあるが、還付しなければならぬものが、当初予算の段階でこのぐらい生じるということでしょうか。これまでも生じたということでしょうか。

(事務局)

還付金については、850 万円ほど計上していますが、前年度、前々年度の過去の実績に基づいて、このぐらいの額が生じると見込んでおります。

(議長)

他に委員の皆さんの方から何か御質問御意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、ないようですので次に移りたいと思います。

(4) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について

(議長)

それでは、『(4) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について』事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、7ページをお願いします。北杜市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明いたします。

この改正は、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、R4年度から未就学児の均等割額を半額に軽減するというもので、国の方針に基づく全国的な改正になります。昨年の12月議会において議決をいただき、今年の4月1日から施行されます。

具体的な改正の内容としましては、表にありますように、軽減措置がない一般的な世帯の場合、(1)医療給付費分は、改正前が22,800円、改正後は11,400円、(2)後期高齢者支援金分は、改正前が7,500円、改正後は3,750円となります。

また、所得の少ない世帯は、所得に応じて、7割、5割、2割の軽減措置がありますが、この場合は、軽減後の均等割額の半額になります。

なお、軽減対象者数は約320名で、軽減額は約340万円になります。軽減額の1/2を国、1/4を県、1/4を市が負担します。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

(議長)

事務局から説明がありました。委員の皆さんの方から何か御質問御意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、ないようですので次に移りたいと思います。

(5) 保健事業について

(議長)

続いて、『(5) 保健事業について』を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

北杜市における健康に関する現状及び課題について資料を基に説明する。

(議長)

事務局の説明が終わりました。この件について御質問後意見はございませんか。

(委員)

私は、複数の持病があり、複数の病院を受診している。市でも、個々の病気ごとに保健指導等の取り組みを行っている。このような場合、総合的に診てもらえるところがあるのか。あったら教えていただきたい。

(事務局)

そのような形が理想的だと思いますが、現状は、専門分野ごとに細分化され、先生方が対応しています。また、今後、かかりつけ医の先生方と連携を取りながら、市民の方々の健康を支援していくような取り組みも始めたいと思っています。市民の方々と先生をつなぐパイプ役を担っていきたいと考えています。

(委員)

大学病院から専門の先生が派遣されている。また、先生も専門分野を極めたいという思いもあるため、総合的に診療するというのは難しいところがある。しかし、最近、山梨医大や県立中央病院においては総合的に診療するという傾向、努力は出てきていると思う。今後、この傾向が進めばよいと思う。また、介護認定率については、この率が低いから高齢者が元気であるとは言えないと思う。市町村単位で判定しているので、今後、詳しい分析が必要であると思う。

(事務局)

介護認定については、国が定めた基準や、主治医の診断書等に基づいて、様々な専門分野の方のご意見を伺う中で、認定審査会において決定しています。また、調査員も県等の研修を受けています。市では、介護予防に力を入れていますので、その点も低い要因と考えています。

(委員)

人間ドックに対する助成について伺いたい。年度の途中で75歳になった場合、それ以降は助成対象から外れるのか。

(事務局)

人間ドックに対する助成については、74歳までを対象とし、男性は2万円、女性は2万1千円を助成しています。年度の途中で75歳になった場合でも、その年度の末日までは対象となります。

(委員)

今後、高齢化が進んでいく状況で、2万円とまではいかないまでも、国保制度以外で、工夫して助成方法を検討してほしい。これは要望なので回答は結構です。

(議長)

他に委員さんの方から、ありますでしょうか。ないようですので次に移りたいと思います。続きまして(6)その他に入ります。委員さんの方から何かありますでしょうか。それでは、ないようですので、これで議事を閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

5. 閉会のことば

(事務局)

慎重な御審議ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年度第2回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

時刻 午後5時00分